



第1章

計画策定にあたっての考え方

I 長期計画の概要

1 長期計画策定の背景

平成21年3月、本区は概ね今後20年を展望した新たな「江東区基本構想」を策定しました。

この基本構想は、急速な人口増加や南部地域を中心とした開発の進展といった、本区を取り巻く社会状況の大きな変化に的確に対応し、未来に向かって発展を続ける江東区の都市像を明確にするため、区民等150人からなる江東未来会議や基本構想審議会、区民説明会、パブリックコメント等で寄せられた多くの区民の意見を反映し、策定されたものです。

江東区の将来像を「みんなで作る伝統、未来 水彩都市・江東」と定めるとともに、目指すべき江東区の姿を「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」「未来を担うこどもを育むまち」「区民の力で築く元気に輝くまち」「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」「住みよさを実感できる世界に誇れるまち」の5つとして、施策の大綱を定めました。

この新たな基本構想の実現を図るため、長期的な観点から今後進めるべき本区のまちづくりの主要課題とその取り組みの方向性を明らかにし、総合的・計画的に諸施策を展開させることを目的として策定したものが、江東区長期計画です。

長期計画の策定にあたって、「区民と区がともに責任をもって」「みんなで作る」という基本構想の理念にのっとり、区民代表等からなる長期計画策定会議を設置し、区民説明会、パブリックコメント、グループインタビューなどを実施し、さらに多くの区民の要望や意見を反映しました。

本長期計画は、区が区民とともに、環境問題やこどもをめぐる教育・福祉の課題、高齢社会の急速な進展、各種災害への対応といった課題に対して的確な対応を図り、区民福祉の一層の向上と地域活力の創出を目指した、区政運営の具体的指針を示す総合計画です。

2 長期計画の性格と位置づけ

〈1〉計画の性格

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となるものであり、基本構想の実現について、具体的方向性を明確にするものです。

また、国・都及び民間企業等が本区にかかわる事業を展開するにあたって、その指針となるものであり、公共施設の建設、改修などの施設整備事業及び人的サービスの施策などの非施設事業からなる総合計画です。

〈2〉計画の位置づけ

①分野別計画体系の明確化

長期計画は、基本構想に掲げる将来像と施策の大綱等に従い、分野別の計画体系を示すとともに、重点的に取り組むべき施策を明示したものです。

②予算編成の基礎

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となるものであり、基本構想の実現について、その具体的方向性を明確にするるとともに、各年度の予算編成の基礎となるものです。

③部門計画の上位計画

長期計画は、各種の部門計画の上位計画であり、部門計画の守備範囲、重点方向を調整する際の指針となるものです。

④進行管理と施策評価の基準

長期計画は、計画期間における施策体系と施策を実現するための取り組み、成果目標を明らかにしたものであり、各年度の予算編成による進行管理と施策評価の基準となるものです。

〈3〉計画の対象区域

長期計画の対象となる区域は、原則として江東区の区域とします。なお、広域的な観点で計画されている事業については、国・都及び他公共団体等との調整や連携に配慮します。

3 長期計画の体系と構成

〈1〉計画の体系

基本構想に示された概ね20年後の江東区の将来像「みんなで作る伝統、未来 水彩都市・江東」の実現を目指し、下記のような計画の体系とします。

■計画の体系

基本構想

(平成21年3月策定)

概ね20年後の区の将来像と施策の大綱

長期計画

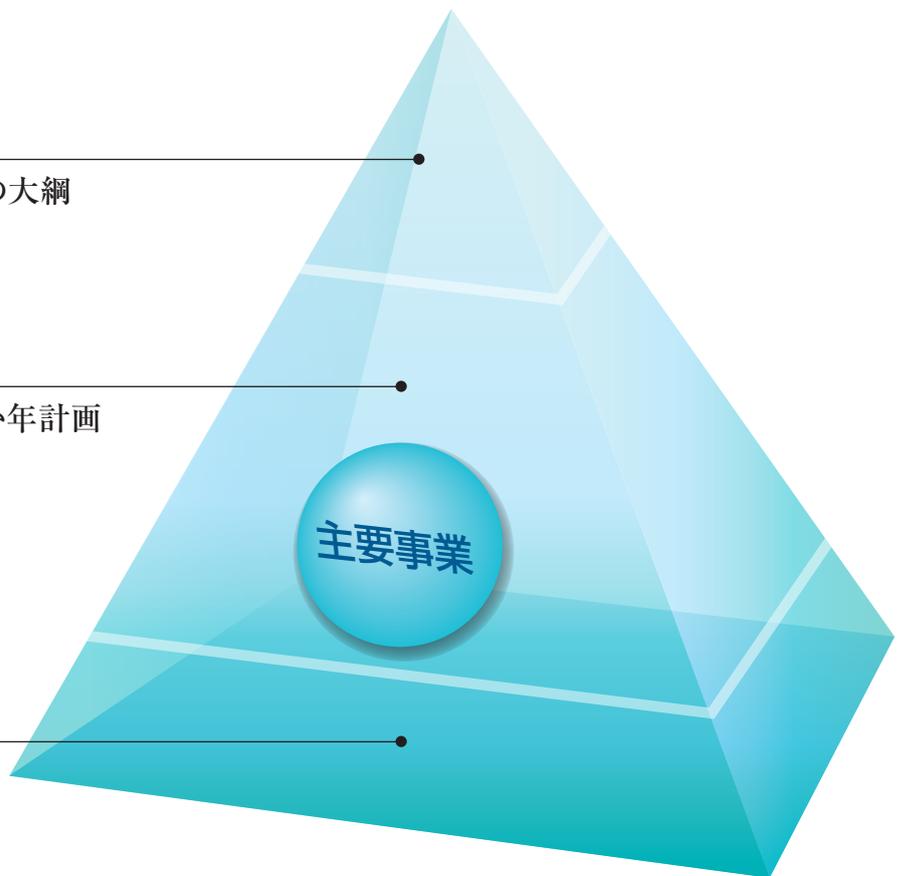
(平成22年3月策定)

基本構想を具体化するための10か年計画

各事務事業

(予算編成・執行)

毎年度の予算の編成と執行



〈2〉計画の構成

この長期計画(分野別計画)では、次の構成により各施策の基本的な方向性と取り組み、将来目標を明らかにしています。

【現状と課題】

施策の進捗状況と今後解決すべき課題を示しています。

【施策が目指す江東区の姿】

施策を総合的・計画的に展開することによって実現する10年後の江東区の姿を示しています。

【施策実現に関する指標】

施策の積極的な展開によって、どのような成果(メリット)が区民にもたらされたかを表す指標(モノサシ)として設定するもので、その推移を明らかにすることによって、区民への説明責任を果たすとともに、施策や具体的な事務事業の改善に活用していくものです。

【施策を実現するための取り組み】

施策を実現するための取り組みの柱を記載し、その目的と、区が区民や事業者とともに進めるべき具体的な取り組みの方向性を示しています。

【主要事業】

長期計画の各施策の「施策が目指す江東区の姿」、「施策実現に関する指標」、「施策を実現するための取り組み」を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業を示しています。なお、毎年度実施する行政評価の結果に基づき、事業量・事業費の見直しや、新たな事業の選定を行います。

4 長期計画の期間

長期計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10か年とします。このうち、平成22年度から平成26年度までを前期、平成27年度から平成31年度までを後期とし、施策実現に関する指標及び主要事業については、前期の最終年度である平成26年度を目標年度とします。

Ⅱ 長期計画の前提

1 計画人口

人口

この計画における平成26年の人口は、概ね49万人、目標年次である平成31年の人口は、概ね54万人と推計します。

年代別人口

高齢人口(65歳以上)は、平成21年に区全体の19.3%を占めていますが、高齢化の傾向は今後も続き、平成31年には21%を超える見込みです。

一方、区全体に占める生産人口(15歳～64歳)の割合は引き続き減少し、平成31年には65.4%となると予測しています。

年少人口は、今後も増加を続け、平成31年には区全体の13.4%になると予測しています。

世帯数

人口増加に伴い、平成31年の世帯数は、概ね25万4,000世帯と推計します。また、世帯人員は子育て世帯の流入等により増加傾向にあると推計します。

〈表〉江東区の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在 単位：人)

区分	年	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)
人口総数		455,459	489,871	540,282
年少人口 (0-14歳)		53,614 11.8%	63,382 12.9%	72,331 13.4%
生産人口 (15-64歳)		313,727 68.9%	325,494 66.4%	353,492 65.4%
青年層 15-24歳		38,998 8.6%	34,888 7.1%	40,529 7.5%
前期壮年層 25-34歳		72,137 15.8%	66,243 13.5%	57,570 10.7%
後期壮年層 35-54歳		136,389 29.9%	167,352 34.2%	202,768 37.5%
熟年層 55-64歳		66,203 14.5%	57,011 11.6%	52,625 9.7%
高齢人口 (65歳以上)		88,118 19.3%	100,995 20.6%	114,459 21.2%
前期高齢層 65-74歳		52,820 11.6%	56,667 11.6%	58,645 10.9%
後期高齢層 75歳以上		35,298 7.7%	44,328 9.0%	55,814 10.3%
外国人登録者人口(再掲)		18,664	23,883	28,994
世帯数		224,794	235,308	253,538
	平均世帯人員	2.03	2.08	2.13

注1) 推計人口は、平成21年の住民基本台帳データを基に、今後の開発動向を勘案して、コーホート要因法により算出しています。

注2) 人口総数には、外国人登録者を含みます。

注3) 構成比の合計は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2 財政計画

〈1〉財政計画の考え方

財政計画は、基本構想に定める区の将来像及び長期計画に掲げる施策を計画期間中に確実に実現するための財源を担保するものであり、今後の社会経済情勢等を勘案しつつ、健全性の保たれた計画を策定する必要があります。

財政計画の策定にあたっては、現行の行財政制度によることを前提として、本区の開発計画、人口推計及び主要経済指標等に基づき、平成22年度から平成26年度までの前期5か年で見込まれる歳入・歳出全体の財政規模を的確に推計しました。

〈2〉財政収支推計の方法

財政収支の集計にあたっては、国内総生産の成長率や消費者物価等の今後の動向、人口推計等を考慮しながら、本区の財政需要を積み上げ方式により推計しました。

歳入

①特別区税

現行の税制度を前提に、人口推計から納税義務者数を、経済成長率から所得等の伸びを考慮して推計しました。

②特別区交付金

都区財政調整制度に基づく特別区交付金は、現行制度を前提に、主要な財調財源である固定資産税や市町村民税法人分について、経済成長率等を考慮して交付額を推計しました。

③譲与税等

現行制度を前提に、主に経済成長率を考慮して推計しました。

④国・都支出金

現行制度を前提に、歳出の見込みに連動させて推計しました。なお、主要事業にかかわるものは、補助対象事業を精査し、できるだけその確保を図りました。

⑤繰入金

今後見込まれる公共施設の建設や改築等の需要に合わせて、公共施設建設基金や学校施設改築等基金などの積立基金を計画的に活用しました。

また、年度間の財源調整として、財政調整基金を活用しました。

⑥特別区債

将来への財政負担を考慮しつつも、適債事業については、区民の区政参加を推進する観点から住民参加型市場公募地方債(ミニ市場公募債)の発行も含め、積極的な活用を図りました。

⑦その他の収入

人口推計や今後の事業計画、受益者負担等を踏まえて推計しました。

歳 出

①人件費

執行体制の見直しやアウトソーシングの推進など、効率的な職員体制の構築を前提として推計しました。

②扶助費

社会保障制度については、現行制度を前提に、人口推計や新たな施設計画による財政需要の増加を踏まえて推計しました。

③公債費

既発行分の特別区債の償還に新規発行分の償還を加え、所要の元利償還見込額を推計しました。

④投資的経費

新規施設の整備や、既存施設の更新を中心に、今後の施設計画に基づき推計しました。

⑤その他の経費

人口推計や新たな施設計画によるランニングコストなどを考慮して推計しました。

〈3〉長期計画財政内訳

① 一般会計財政収支見込

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成22～26年度		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
歳 入	国・都支出金	30,763	19.5	164,102	20.1
	特別区債	2,884	1.9	15,655	1.9
	繰入金	12,951	8.2	61,665	7.6
	その他	9,141	5.8	46,200	5.7
	一般財源	101,773	64.6	527,188	64.7
計	157,512	100.0	814,810	100.0	
歳 出	義務的経費	77,089	48.9	405,452	49.8
	投資的経費	22,011	14.0	119,359	14.6
	その他の経費	58,412	37.1	289,999	35.6
	計	157,512	100.0	814,810	100.0

② 長期計画事業費内訳

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成22～26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
5 か年主要事業費	19,607	100.0	103,808	100.0
施設主要事業	15,467	78.9	87,675	84.5
非施設主要事業	4,140	21.1	16,133	15.5

3 都市計画

この長期計画では、江東区都市計画マスタープランに定めるまちづくりの目標や、将来の都市構造と土地利用の方針に基づき、都市づくりを進めていきます。

〈1〉まちづくりの目標

基本構想に掲げる江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けて、まちづくりの目標を次のように定めます。

①水とみどりあふれる環境にやさしいまち

河川や運河、そして親水公園等が縦横に位置し、水とみどりが江東区の最大の特徴となっています。行政と区民が協働して、水辺のにぎわいを創出しながら魅力をさらに引き出します。また、地域の特性を生かした、落ち着きと調和のあるまちなみを形成するとともに、深刻化する地球環境問題に対して、まちづくりの視点からも取り組みます。

②地域の文化・活力を継承・創造するまち

主に既成市街地に立地する歴史・文化資源と、主に新市街地に立地する大規模なレクリエーション施設を活用した都市型観光のまちづくりを、地域の個性を踏まえ中長期的な視点で進めます。また、都市の活性化に資する産業や計画的な土地利用を進め、地域の活力向上を推進します。

③安心して快適に暮らせるまち

地域間での移動を円滑にできるよう公共交通機関の整備を誘導するとともに、自動車、歩行者等が利用しやすい道路を整備します。また、地震や水害、火災など、災害に強いまちを創るとともに、ユニバーサルデザインや防犯性の高いまちの整備を推進します。そして、社会情勢の変化に対応しながら、住み続けることができる住宅・住環境づくりを誘導します。

④みんなでつくるまち

行政による道路、公園などの都市基盤整備だけでなく、江東区に住み、働き、遊び、集う区民や企業、地域団体、NPOなどあらゆる主体が、まちに対する愛着を持つことができるよう、連携・協働してまちづくりを進めます。また、持続可能なまちづくりを実現するため、イベントや施設管理など民間によるまちづくり活動(エリアマネジメント等)の仕掛けづくりを誘導します。

〈2〉将来都市構造

区民の生活や活動を支える都市基盤や都市機能の誘導を的確に進めるため、江東区の都市づくりにおける方向性を、「将来都市構造」と「土地利用」によって示します。

①将来都市構造

伝統や文化、新しいまちなみの形成など、多様な機能が複合し、調和する江東区の特徴を生かすために、都市づくりの拠点としての「都市核・地域核」と、骨格としての「都市軸・水彩軸・湾岸軸」を示します。

②土地利用

江東区は、住・商・工・業など多様な機能が複合し、市街地が形成されていることが特徴です。今後も予想される大規模な土地利用転換や社会経済状況の変化に対応するため、土地利用の大きな方向性を、市街地形成の経緯や現在の土地利用の特性を踏まえた5つの区分に大別して、まちづくりを誘導します。

〈図〉 将来都市構造と土地利用



Ⅲ 長期計画の視点

国と地方の役割分担、さらには、基礎自治体への権限と財源の移譲が急務とされる地方主権の潮流の中で、区民に最も身近で基礎的な地方公共団体である区の役割はますます大きく、多岐にわたってきています。多様化する区民ニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供するためには、区自身がこれまでの区政運営手法を見直し、区民への説明責任を十分に果たすとともに、行政に求められる役割を的確に把握して、それに沿った行財政改革の実現や職員の意識改革などに積極的に取り組む必要があります。

区は、不断の改善による効率的な行財政運営を実現させるとともに、区民が積極的に新たな公共分野の運営に参画・協働できる環境を拡充し、長期計画を着実に実行します。

1 協働

多様化・複雑化する区民ニーズに対応しながら、基本構想に掲げられた区の将来像を実現するためには、地域の実情や課題に一番身近な区民や市民団体(地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等)、事業者が主体となって、地域課題の解決と発展に取り組むことが不可欠です。

また、こうした課題に主体的に取り組んでいこうという区民の意識が高まる中で、区民や市民団体の地域活動が活発化しています。

そこで区は、区民満足の向上と地域の活性化を図るため、市民団体や事業者と区がともに地域課題の解決に取り組む「協働」を積極的に推進することとし、協働推進に関する基本的な考え方をまとめました。

〈1〉協働を推進することにより期待できる効果

- 市民団体の特性や専門性が活かされ、きめ細かく、質の高いサービスを提供することができます。
- 区民や市民団体が主体的に地域課題の解決にかかわることで、区民の地域への愛着を高めることができます。
- 市民団体の活動の活性化、組織力の向上が図られることにより、新たな公共サービスの担い手を育成することができます。
- 区は、区民や市民団体と同じ視点に立った、新たな課題解決方法を取り入れるとともに、透明性の高い区政運営を実現することができます。

〈2〉市民団体と区が協働するために必要な基本的姿勢

対等性…互いに対等なパートナーであることを認識し、それぞれの主体性や特性を活かした役割と責任を果たします。

相互理解…話し合いを重ねながら、地域の課題や協働の目的を共有し、それぞれの組織や手法を尊重した相互理解を図ります。

評価…区民や第三者からの客観的な評価を受け、協働の効果を検証していきます。

〈3〉協働を推進するために取り組む環境整備

- 全庁的に協働を推進するための体制を強化し、職員の意識改革、市民団体からの提案を施策に反映する仕組みの構築等に取り組めます。
- 区民、市民団体等へ協働に対する理解を広め、地域に協働を定着させるための意識を醸成するとともに、団体活動の情報発信の充実等によって、区民の参加促進と活動の活性化を図ります。

2 地方分権

- 個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現させるためには、住民に身近な行政は地方公共団体が担うとの原則に基づいた、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることが必要です。
- 平成18年12月に成立した地方分権改革推進法により、国は、国と地方の役割分担や国・都道府県の関与のあり方について見直しを行うとともに、これに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を行い、地方分権改革の推進に必要な法制上または財政上の措置等を定めた地方分権改革推進計画を作成することとされています。
- 本区は、区民福祉を向上させる観点から、国や都から区への権限と財源の委譲を積極的に行うべきであると考えており、国や都の動向を注視しつつ、引き続き地方分権改革の推進を強く求めています。

3 行財政改革

〈1〉行政評価システムの見直し

- 区では、財源や人といった行政資源を有効活用するとともに、区民に分かりやすい行政運営を実現させるため、長期計画の各施策が掲げる目標の達成度を指標で示し、施策や事務事業の評価を行う行政評価システムを活用しています。本長期計画では、引き続き行政評価システムの活用を図るとともに、区民の視点に立った評価を施策に反映させるため、新たに外部評価制度を導入します。
- 行政評価システムによる評価を踏まえた事業実績の検証を行い、次年度の予算編成方針へ明確に反映させる仕組みづくりに取り組みます。
- これらの見直しによって、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとし、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営を実現します。

〈2〉職員体制の改革

- 時代の要請に即した区民サービスを常に提供し続けていくために、環境変化や新たな行政需要に柔軟に対応できる職員の育成に取り組みます。
- 常に簡素で効率的な体制を維持するとともに、南部地域を中心とする人口増加や都区間の事務事業の移管など行政需要の動向に留意しつつ、以下の基本方針のもと、定員適正化計画を策定し着実に取り組みます。

定員適正化に向けた基本方針

- ①限られた人材の中で、執行体制の見直しを図り柔軟な人員配置を行います。
- ②事務事業の見直しを図り、効果的なアウトソーシング*を推進します。
- ③再任用職員等を有効に活用します。
- ④退職不補充の方針のもと、単純労務職員(技能系職員)の採用は原則として行いません。

*アウトソーシング:施設の公設民営(指定管理者)、施設の民営化、業務の民間委託などの事務事業の外部化

〈3〉組織・機構改革

- 新たな基本構想の実現に向けて、機動的な組織の再編や、区民に分かりやすい組織構成、また効率的な行財政運営を可能にする業務執行体制の整備等を柱とした抜本的な組織改正を、平成21年度と22年度の2か年にわたって実施しました。
- 更なる地域福祉の向上を図るため、今後も、長期計画の具体的な施策や、刻々と変化する社会経済情勢を見極めながら、時代の要請に沿った効率的かつ効果的な組織体制の整備に努めます。

〈4〉事業運営手法の改革

- 区では、「アウトソーシング基本方針」に基づき、財政負担を軽減しつつ、多様化する区民ニーズに対応するため、指定管理者制の導入や、施設の民営化、業務委託など積極的に事業運営手法の改革を図ってきました。今後は、これらの実績等の検証を行うとともに、事業の実態を踏まえた新たな方針を策定し、区民サービス向上のため、引き続き簡素で効率的な行財政運営を推進していきます。
- アウトソーシングを実施した業務やサービス内容の維持向上を図るため、契約・協議の内容に応じた検査(監査)の精度を高めるなど、新たな管理体制を構築していきます。
- 新規の事業や施設に関する業務は、アウトソーシングを積極的に取り入れるとともに、事務事業の更なる見直しを図り、事業運営手法の改革が可能な業務や施設の検討を推進します。

取り組みの方向性

- 学校、保育所、児童館等における警備、調理、用務等の委託化
- 福社会館、児童館、保育所、図書館等の民営化や業務委託等
- 外郭団体が担うべき役割やあり方を見直し、引き続き区は適正に関与していきます。

〈5〉歳入確保に向けた取り組み

- 区税や国民健康保険料等の収納体制の強化と滞納抑制に努めていきます。
- 行政が行うサービスの対価については、住民負担の公平確保の視点と受益者負担の原則に立脚しながら、原則として3年毎に見直しを行うこととし、適宜、適正な対応を図っていきます。
- 新たな歳入確保と区政への区民参加を推進するため、住民参加型市場公募地方債の活用を図っていきます。

〈6〉区有財産の有効活用

- 区有財産については、現在の公共施設等が有効に活用されているかについて、常に検討を行うことが必要です。既に役割を終えたものや時代のニーズに適合しない施設については、廃止及び用途転換等を検討します。
- 施設の用途廃止等に伴う跡地利用については、区民要望に十分配慮したうえで、有償貸付や売却などの手法を勘案しつつ、全区的立場から必要な公共・公益施設の確保を図ることを検討します。

4 施設整備・改修計画

下記の基本方針のもと、財政状況を十分勘案のうえ、近年の人口増加に対応する新たな施設の整備や、老朽化した既存施設の改修等を適切に実施していきます。

〈1〉施設整備・改修等の基本方針

- ① 新たに整備する施設については、需要や必要性を精査したうえで整備を行います。また、既存施設の改修等については、安全に施設を維持するための配慮と事故防止の観点から、緊急性、必要性を十分に配慮したうえで実施します。特に公共施設の耐震化については、補強工事等の着実な実施を図ります。
- ② 整備・改修等に当たっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理、処分にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減等の効率化に努めます。

- ③ 既存施設については、施設を取り巻く社会環境の変化を十分に認識したうえで、改修等の必要性を精査します。また、時代のニーズや区民要望等に沿った施設のあり方を併せて検討し、施設の持つ機能そのものを見直します。
- ④ 施設目的の達成、利用者の減少等で必要性の低くなっている施設については、施設の廃止・縮小、代替施設への転換、他の施設との統合を検討します。
- ⑤ 施設のあり方について見直しが必要とされる施設については、必要な見直しを行ったうえで改修等を行います。
- ⑥ 施設の利用用途による必要性、構造上の設置可否を検討のうえ、公共施設のバリアフリー化や屋上・壁面緑化を進めていきます。

〈2〉対象施設

次表に掲載する施設を整備・改修の対象とし、具体的な計画は主要事業として示します。なお、主要事業は、毎年度見直しを行います。

整備計画表

分野	施設種別	掲載ページ	竣工年度					
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27～31年度
緑・環境	公園	125						1施設
	水辺・潮風の散歩道	126	460m整備	300m整備	350m整備	510m整備	300m整備	1,500m整備
			水辺- 120m 潮風- 340m	潮風- 300m	潮風- 350m	潮風- 510m	潮風- 300m	
区民農園	126		1施設					
子育て・教育	認可保育所	133	5園	2園	3園	2園		
	認証保育所	135	5施設	10施設	7施設	10施設	8施設	
	小学校	138	1校				1校	1校
			有明二				豊洲五	
	中学校	138	1校					
			有明二					
認定こども園	140	1園						
		東雲一						
児童館	—						1館	
健康・福祉	総合病院	156				1施設		
						豊洲五		
	地域包括支援センター	157	1施設	2施設				
亀戸・大島地区- 1施設 白河・富岡・小松橋地区 - 1施設 豊洲・東陽地区- 1施設								
小規模多機能型 居宅介護施設	157	3施設	1施設					
		海辺 -1施設 亀戸二-1施設 大島三-1施設	新砂三-1施設					

分野	施設種別	掲載ページ	竣工年度					
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27～31年度
健康・福祉	特別養護老人ホーム	158					1施設 大島七	
	介護老人保健施設	159			1施設			
	認知症高齢者グループホーム	159	3施設	4施設	1施設	1施設	1施設	4施設
			海辺 -1施設 亀戸二-1施設 大島三-1施設	新砂三-1施設 (その他未定)	(場所未定)	(場所未定)	(場所未定)	
	障害者多機能型入所施設	160						1施設
児童・高齢者総合施設	162	1施設 東雲一						
まちづくり	だれでもトイレ	167	5か所	5か所	5か所	5か所	6か所	24か所
	都市計画道路	168				1路線 補助200・199号線		1路線 ※ほか1路線着手
	道路無電柱化	168	1路線 富岡地区			1路線 豊洲地区	1路線 亀戸地区	※ほか1路線着手
	自転車駐車場	170					2施設 豊洲地区	5施設
	自転車保管場所	171		1施設				
庁舎等	(仮称)シビックセンター	177					1施設 豊洲地区	

※各年度の欄には、その年に整備を行う内容や量、場所等について記載しています。
 ※工事が複数年にわたる整備については、その整備が終了する年度の欄に工事量等を記載しています。
 施設の開設は整備が終了する年度またはその翌年度となります。
 ※各施設の整備内容については、「掲載ページ」欄のページの各主要事業の項に詳細を掲載しています。

改修計画表

分野	施設種別	工事種別	掲載ページ	前期計画期間	後期計画期間
				平成22年度～26年度	平成27年度～31年度
緑・環境	親水公園	改修		豎川河川敷 仙台堀川	
	一般公園	改修	125	各一般公園	各一般公園
	児童遊園	改修		各児童遊園	各児童遊園
	リサイクルパーク	改修	129	リサイクルパーク(プラント)	リサイクルパーク(建屋・プラント)
子育て・教育	保育園	改築	133	森下 塩浜 塩崎 亀戸浅間 小名木川 城東	神愛
		改修	134	大島 辰巳第二 辰巳第三 ※上記3園については、都営住宅合築園のため、東京都の計画に合わせて実施します。 大島第四 東砂 大島第二 大島第三 東砂第三 東雲 東雲第二 東陽 亀戸 亀戸第二 大島第五 北砂 東砂第二 南砂第一 豊洲 ※上記10園は、耐震補強工事未実施の都営住宅合築園です。工事の実施については、東京都と協議の上、進めていきます。	
	子ども家庭支援センター	改修	136	深川北 東陽 大島	南砂
	教育施設	増築	138	川南小 豊洲小・幼 豊洲北小 浅豎小 二辰小	
		改築		五砂小 二亀中 二亀小・幼 五大小	
		改築・改修	139	東陽小 辰巳小 香取小 二大小 砂町小 四砂小 六砂小 七砂小 小名木川小 二大中 砂町中 二砂中 三砂中 ※上記13校は、22年度に実施する耐力度調査の結果等により、改築または改修を行います。(改築は、後期計画期間に行います。)	
		改修	140	深川小 八名川小 臨海小 平久小・幼 南陽小・幼 川南小・幼 扇橋小 元加賀小 東川小 二辰小 浅豎小 東砂小 北砂小 深川六中 大島中 ちどり幼 大島幼 五砂幼 東砂幼 みどり幼 日光高原学園	明治小 越中島小 数矢小 毛利小 東雲小 二砂小 南砂小 亀高小 深川二中 深川四中 辰巳中 亀戸中 大島西中 南砂中 つばめ幼 枝川幼 ひばり幼 もみじ幼 なでしこ幼
	小規模改修			各小学校・中学校・幼稚園	各小学校・中学校・幼稚園
	児童館	改築		森下	
		改修	142	児童会館 古石場 豊洲 東雲 亀戸 大島 小名木川 東砂 南砂	平野 辰巳 東陽 亀戸第三 東砂
学童クラブ	改築改修		香取 砂町 第七砂町 ※上記3クラブは、小学校に合わせて改築または改修を行います。		
	改修	143	元加賀 深川 古石場 豊洲 東雲 毛利 平久 南陽 亀戸 大島四丁目 大島五丁目 第四大島 大島七丁目 小名木川 北砂七丁目 東砂 東砂第三 南砂 南砂六丁目	平野 越中島 塩浜 豊洲三丁目 豊洲四丁目 東雲第二 東雲第三 辰巳 潮見 東陽 亀戸第三 大島六丁目 大島八丁目 北砂一丁目 亀高 東砂 南砂第二	
産業・生活	商工施設	改修	146	消費者センター	産業会館 商工情報センター
	地区集会所	改修	147	各地区集会所	各地区集会所
	区民館	改築改修	148	東陽 砂町 南砂(改築)	小松橋
	文化学習施設(文化センター)	改築改修	149	豊洲(改築) 江東区 砂町	東大島 亀戸
	区民体育館(スポーツセンター)	改修	149	亀戸	深川 深川北

分野	施設種別	工事種別	掲載ページ	前期計画期間		後期計画期間			
				平成22年度～26年度		平成27年度～31年度			
産業・生活	屋外区民運動施設	改修	150	潮見運動公園	夢の島総合運動場	新砂運動場	夢の島総合運動場		
	庭球場	改修		東砂		深川	豊住	荒川・砂町	
	図書館	改築改修	150	豊洲(改築)	砂町 江東	亀戸	深川		
	男女共同参画推進センター	改修	151	男女共同参画推進センター					
	歴史文化施設	改修	152	芭蕉記念館・同分館	深川江戸資料館	旧大石家住宅	中川船番所資料館		
健康・福祉	保健施設	改修	—			江東区保健所	深川保健相談所 健康センター		
	特別養護老人ホーム	改修	—			塩浜ホーム	江東ホーム	北砂ホーム	
	高齢者在宅サービスセンター	改修	158	大島	南砂	白河	古石場	江東ホーム	北砂ホーム
	福祉会館	改修	162	古石場 東砂		東砂			
	老人福祉センター	改修		深川(森下分館)		深川 城東			
障害者福祉施設	改修	164	第二あすなろ作業所		ワークセンターつばさ 亀戸福祉園 東砂福祉園 あすなろ作業所 リバーハウス東砂				
まちづくり	区営住宅	改修	166	扇橋一丁目	塩浜	猿江一丁目	扇橋一丁目	塩浜	猿江一丁目
	橋梁	架替		清水橋					
		耐震補強		ふれあい橋	平成橋	千砂橋	砂島橋		
				小松橋	西深川橋	小名木川クローバー橋			
				尾高橋	清澄橋	清川橋	福寿橋		
				大栄橋	大横橋	石島橋	石浜橋		
改修	八幡橋	関口橋	木場橋	辰巳桜橋					
撤去	大栄橋	三石橋	平野橋	三島橋	新高橋	東富橋	小松橋	鶴歩橋	
塗装	中川大橋	雲雀橋			巽橋				
その他土木施設	改修	169 170	生活道路	街路灯	生活道路	街路灯			
庁舎等	出張所	改築改修	177	白河	砂町	南砂(改築)	小松橋	亀戸	
	区庁舎	—	—	耐震診断等の結果を踏まえ、対応方針を決定します。					

屋上緑化・自然エネルギーの活用を行う施設(新設含む)

屋上緑化	127	塩崎保育園 小名木川保育園 城東保育園 森下保育園 (仮)第二有明小 豊洲小 (仮)豊洲西小 有明小・中 二亀小 五大小 二辰小 浅野小 二亀中 児童・高齢者総合施設 南砂出張所
自然エネルギー 太陽光発電	132	(仮)豊洲西小 有明小・中 二亀中 (仮)第二有明小
雨水利用		(仮)豊洲西小 有明小・中 二亀中 (仮)第二有明小 二亀小 五大小 南砂出張所

※各施設の名称は、各計画期間に改修等に着手する施設及び21年度以前から着手している施設の名称を掲載しています。

ただし、屋上緑化・自然エネルギーの活用を行う施設は、各計画期間に竣工する施設の名称を掲載しています。

※各施設の前期計画期間の改修等スケジュールについては、「掲載ページ」欄のページの各主要事業の項に詳細を掲載しています。

※改修施設の中には、耐震補強工事のみ実施する施設を含みます。